

長吏「新組合」の結成と解体

——近世後期の武蔵国を事例として——

松 本 麻里子

はじめに

賤民制を研究していくなかで特に近世後期をとりあげてぶつかる問題に、長吏の他身分に対する抵抗運動の問題がある。例えば武州においては、天保一四（一八四三）年、長瀬村長吏と越生今市町商人の間の鼻緒の値段についてのいさかいが発端となつて、長吏と百姓が衝突し、近在の長吏が多数参加した、いわゆる長瀬騒動が起つてゐる。この騒動について記されている「穢多駈騒動記」¹によれば、この一件の前提は、この騒動の前年に、村々の長吏たちが比企郡岩殿山千手観音の宝前に天水鉢を奉納したときに、議定を取り交わしたことである、とされている。この長吏の「連帯」は、岩殿山千手観音を中心とした宗教的な形態を一つのきっかけとしている。しかし、旦那場という枠組

みを越えた広い地域のなかでの村々の長吏の結び付きについても、くわしくみるならば、単純に「連帯」の一語で片付けられない複雑性を持つていた。対百姓関係、対非人関係、長吏村相互間関係でそれぞれ態様が異なつていた。

本稿では、連帯の問題を重視しつつ、右の視点を確かめるために、寛政期において複数長吏村によつて構成された組合の結成から解体までの経緯を明らかにし、さらに当時の在方長吏がかかえる様々な問題を抽出し、この組合の性格と考えあわせることにより、その歴史的意義を考えていきたいと思う。

なお、本稿で検討する地域は、まとまった史料の現存する武州横見郡下和名村（現在埼玉県比企郡吉見町）周辺地域とし、この下和名村を含んだ組合の名称を、史料の用語から「新組合」または「新組」と記し、下和名村を含む含まないを問わず、組合の一般名称を「五ヶ村組合」と統一

して記すこととする。

第一章 「新組合」の結成とその性格

本章では、「新組合」が結成されるに至った経緯を明らかにし、それが一つの独自の組織としてどのような性格を持っていたのか検討していきたい。

一 結成の経緯と目的

「新組合」の結成までの経緯については次の史料に明らかである。

【史料 一】（４）
（表紙）

寛政八辰年
浅草御出役并新組合取極
八月中旬

御在見ニ付御廻状之写

今般申渡儀有之且諸用向兼藤本佐七名代として差越候、尤代々忝度は見廻り候事ニ候得共、当時は早速見廻りも難相成自身卜廻り候迄ハ、余程年来間も有之事ニ候、組頭格佐

七を以申渡候間、其旨可存候事

但シ明後二日出立ニ付其旨可存、且又食事等弁当の儀は格別之不及支度ニ可相成丈輕致、麴飯（アツク）ニ而も不苦候間、麴飯類何ニ而有合候品ニ而見合候様ニ取計ヘ可致事

辰七月晦日

彈左衛門

役所

此書付、武州之内順達致、尤廻り留りにて留置、出役之者江可相納

練馬口より順達武州村々小頭共

（中略）出役廻村にあたっての人足差出し等準備の段取り

和田村御宿当番与右衛門、同七日夜御会所組下平七所、忝組ニ付小頭老人・組下惣代老人・手下老人ツヽ六日ニ出しか呼差紙、岡村メ女影村迄、岡村 和名村 松山 引野 石坂 高坂 茂呂 坂戸 女影 安生老 広谷 小坂 小堤 成沢 熊ヶ谷 箱田 上野村 江袋 久保嶋 東方 深谷 岡部 川輪 小前田 人見 三ヶ尻 埼玉村 和田 村共ニ合廿八ヶ村右村々小頭・組下惣代不残一同呼出シ被仰渡候趣ハ、御頭様御勝手近年段々御不如意ニ付、御綱銭も五割増御取立被成候而も、御物入多ク、御勝手御不

足ニ付、所々江用金も御借り被成候得共、最早重而は無心難申ニ付、以工夫勘弁を、近年五割増来年ノ用捨致、⁽¹⁾今年場日一日ニ付四百文づつ取立、三十日都合百廿匁之内、当年は三分上納致、残り七分之處ハ其村々貸シ付ニ被成置、⁽²⁾沓ケ月ニ金廿五兩沓分之利足之處、取立上納可致候、是又小頭之内ニも小組之處ハ、毎年路用銭も不足に而難相勤も儘有り、又大組連も組下共も一同大儀ニ付、最寄村々五ツ組宛、合一組として納方之儀ハ先規通り取立、年番ニ惣代小頭沓人ニ而可相納、と被仰渡之右之趣証文被仰付候処左通り

(傍線引用者以下同様)

前段では、弾左衛門役所の手代が在方に廻村してくる旨が、村々小頭に知らされた。「諸用向」とは別に、何か「申渡儀」があるという。尚この廻状は、武州の村々が対象となっている。が、廻状の内容自体が武州のみを対象としているものなのか、または同様の内容のものが別便で他の弾左衛門支配地域にも出されているのか、この史料からはわからない。

後段では、八月七日に二八ヶ村の小頭・組下(≪長吏)惣代・手下(≪非人)が各長吏村、各々一人ずつ、「和田村御宿当番与右衛門」のところへ呼び出されたことが述べられている。この二八ヶ村を地図に落してみると【図

一】のようになる。会所となった和田村は、地理的にこれら二八ヶ村のちょうど中央部に位置している。この二八ヶ村のつながりも、どういった基準で定められているのかわからない。さらに、地理的には二八ヶ村の内部に入っているはずの長吏村のなかでも、呼出されていないところもある。⁽³⁾不明な点が多いが、史料的な制約もあり、これ以上の詳細な部分はわからない。ここではわかるかぎりの事実のみをおさえて先に進みたい。

【史料 一】をさらに読み進めると、弾左衛門役所の手代から具体的に何が申し渡されたのかわかる。まず傍線部(1)では、^(a)本年(寛政八年)の「絆綱銭」(年貢銀)⁽⁴⁾を場日一日について四〇〇文とし、三〇日で一二〇匁の取立とする。さらに^(b)そのうち三〇%は本年上納、七〇%は貸し付けとする。そして^(c)貸し付け分の利息は「廿五兩一分」、すなわち一パーセントとし、これを合わせて上納すること、としたのである。

この申渡しを受けて、絆綱銭(年貢銀)の上納額はどのように変動したのだろうか。【表 一】は寛政八年を中心とした絆綱銭(年貢銀)上納額の変動を表したものである。これによると四回の大きな変動が見られる。すなわち⁽⁵⁾一貫九〇文→一貫六三九文 ⁽⁶⁾一六匁五分→三六匁八四匁 ⁽⁷⁾三六匁→一〇匁九分 ⁽⁸⁾一〇匁九分→一六匁五分で

ある。当時の銀錢比価は傍線部(1)から一匁一〇〇文であるから、寛政七年二月一日の一貫六三九分と寛政八年二月一日の一六匁五分とはほぼ同額とみてよい。

さてこの変動であるが、まず⑥の部分は【史料 一】にも見えるように「近年段々御不如意ニ付、御絆綱銭も五割増御取立被成候」に対応する部分である。寛政期に入つて弾左衛門役所の財政状況は、逼迫していたことが窺える。

【新組合】と関わるのは⑥の部分である。この三六匁は【史料 一】傍線部(1)でいわれている一二〇匁の三〇%、すなわち三六匁に対応する。さらに弾左衛門役所より貸し付けとされていた八四匁も寛政九年二月と三月に分納され、寛政九年の通常の「年貢銀」はこれにかえられている。総額一二〇匁にのぼるこれらの賦課は、「職場割付銀」と呼ばれ、逼迫した財政状態にある弾左衛門役所を助けるための臨時の課税であった。しかし⑤では一〇匁九分に戻っており、ほかに上納した形跡は見られない。これは寛政五年に絆綱銭五割増しを申し渡されるまえの額であり、傍線部(1)で要求された「職場割付銀」の徴収を済ませたところは従来額に戻されているのである。

「職場割付銀」徴収による長吏たちの負担は、前後の年貢銀の額に照らし合わせてみると、比べものにならないほど、大きなものであることがわかる。そこで弾左衛門役所

【表1】寛政期「絆綱銭」(年貢銀)上納額の推移

請取年月日	干支	絆綱銭 (年貢銀・職場年貢銀)	典拠
寛政3・2・13	亥	1貫90文	367
4・2・13	子	↓	368
7・2・14	卯	1貫639文	370
8・2・16	辰	16匁5分	371
8・11	辰	36匁	372
9・2・14	巳	42匁	488
9・3・19	巳	42匁	
10・2	午	10匁9分	374
11・2・14	未	↓	375
12・2・13	申	↓	376
13・2・12	酉	↓	377
享和2・2・16	戌	↓	378
3・2・14	亥	16匁3分5厘	380

註：寛政8年上納分から「年貢銀」として、享和2年から「職場年貢銀」として上納

長吏「新組合」の結成と解体（松本）

【表2】「新組合」構成6ヶ村概要

当番年	干支	村名	郡名	小頭	長吏 家数	本村石高	支配	備考
寛政8	辰	石戸	足立	郷左衛門	30	176	旗本牧野	石戸宿村「阿弥陀堂 小名堀之内ニテリ穢多持ノ堂にして庵主ノ者側ニ居レリ」
9	巳	安生老	入間	勘左衛門	41	906	松平大和守	豊田本村 小名 安生老村「穢多ノ住ナル所ナリ、東ノ方ニテ八王子道ノ左傍、三町余ノ所、穢多ノ者廿八軒並ヒ居リ、砥石売員ノコトヲセチリ」
10	午	和名	横見	甚右衛門	19	310	旗本大島	
11	未	加納	足立	徳左衛門	10	287	旗本数原 天領	下加納村 小名 ホツキリ 「一二曾我殿ト云コノ所ニ長吏十一軒アリ」
12	申	桶川	足立	彦左衛門	15	722	天領	
	丑	畔吉	足立	三郎左衛門	16	268	天領	

A : 【史料2】第1条省略部分 B : 『天保郷帳』 C : 『新編武蔵風土記稿』

は、この「職場割付銀」徴収で増えた在方の経済的負担に
対応するために、「最寄村々五ツ組宛、合一組」(「五ヶ村
組合」)を設定し、浅草までの小頭の路用銭等の出府の入
用の負担を少しでも軽くしようとしたのである(傍線部②)。
さて、以上のような弾左衛門役所からの申渡しを受けて、
同年八月一日には、石戸村小頭郷左衛門方で「新組合」
が寄り合い、「新組合」の運営についての概要が取り決め
られた。この時はじめて「新組合」の六ヶ村の名前が明ら
かになっている。

【史料 二】(12)

八月十一日、石戸村郷左衛門方へ新組合取極村々小頭并
組惣代壱人ツゝ手下共ニ当村惣代弥平次 手下共ハ小屋与
兵衛旅宿

(第一条別表)

- 二月入用銭之儀、当番之村ニ而ハ、前々定之外ニ五文宛
- 一 出入事は、組当番江届ケ、出来之村懸リ
- 一 一会合事、二月、当番江勤之雑用壱人百文宛
- 一 右四匁之内、当年三分納方此路用百拾文ツゝ
- 一 二月組当番へ双方手下共呼寄、村々ニ而取置、御法
度証文一札宛取置可申儀定、村々江申達置

(後略)

【史料 二】も【史料 一】と同様、「寛政八辰年八月申

史苑(第五二巻二号)

旬 浅草御出役并新組取極」という留書からの引用である。
まず第一条では、六ヶ村の村名と、鬮引で決められた当
番・各村の家数が書き上げられている。【表 二】はそれ
を整理し、さらに各村の概要を簡単にまとめたものである。
さきに掲げた【図 一】では、○印をつけた村々である。
郡や支配も共通せず、そして本村の規模なども大小様々で
ある。共通することといえば、各村の長吏は百姓村の特定
地域に居住し、行政上は百姓村の枝村として存在している
ことであろう。

このうち八月七日に呼び出された二八ヶ村に入っている
のは、和名村と安生老村のみである。ほかの四ヶ村は他の
史料に「(八月二日：引用者註) 御順見之御役人様方、同
州野田村小頭瀬兵衛方へ御附被遊、隣郷廿一ヶ村之小頭并
組下惣代之もの被召出段々被仰渡候」とあるように、和名
村・安生老村が呼び出された二八ヶ村とは別の二一ヶ村の
グループで野田村小頭方に呼び出されている。つまりこの
「新組合」は、廻状によって呼び出された二つのグループ
にまたがって構成されているのである。

さて次は、第二条から第六条についてである。年頭札出
府のための路用銭、出入・会合の際の入用銭について定め
られている。どの箇条も金銭に関してのことであるのは、
弾左衛門役所が「新組合」を申し渡した理由が、「職場割

付銀」徴収による在方長吏村の経済的負担の軽減にあることと考えあわせると、至極当然のことのように思える。

さらに二月には、小頭が毎年弾左衛門役所へ提出する年証文を各長吏村から集めたり、会合を開いたりすることを取り決めていた。何れも「新組合」ができるまでは一村で行っていたことであるが、当番の小頭が代表で年頭札に出府することから、このように定められたのであろう。

これらの各箇条は、弾左衛門役所が意図した、長吏村の経済的負担軽減の目的を達成するかぎりでは、十分な機能を持っているといえる。しかし、「新組合」では、翌年さらに詳細な組合内部規則ともいえる「新組六ヶ村取極連印証文」¹⁴が作成されたのである。次項では、その「新組六ヶ村取極連印証文」が作成されるまでの経緯を追っていきたい。

二 「新組六ヶ村取極連印証文」の作成

何回かの寄合を経て、寛政九（一七九七）年四月二七日に、全二六ヶ条に及ぶ「新組六ヶ村取極連印証文」が作成された（以下「取極」と略称）。

証文の印形部分から、この「取極」は長吏のみが作成主体となっており、非人は除かれていることがまずわかる。

さらに、「新組六ヶ村」とあるにもかかわらず、実際印形

しているのは石戸・和名・加納の三ヶ村の組下たちだけである。

最初に「取極」の話が出たのは、寛政八年一〇月のことだった。安生老村小頭重左衛門や加納村小頭徳左衛門・石戸村小頭郷左衛門や彼らの組下たちが、それぞれ別件の出入で出府しているときに、自分たちが帰村したら「当年中にも新組合取極致置」たいと申合わせたのである。しかし年内中、特に極月は「相懸り候ゆへ」ということで、ひとまず延期となる。

翌寛政九年四月二〇日に石戸村で開かれた寄合のときに、「取極之有増読聞合ハ、来ル廿七日」と定められた。それ以後二七日までの一週間の「新組」村々の対応は次のように区々であった。

【史料 三】（16）

同四月廿日石戸村組下儀左衛門去年中出入ニ相成候同人妻之儀ニ而郷左衛門方組合寄合之節、取極之有増読聞合ハ、来廿七日と相定候処、川越ハ重左衛門弟弥平次¹⁵来ル、右之様子聞帰ル、去年中此方之組合被仰付候より、以来夕桶川・畔¹⁶之組下共殊¹⁷之外氣之毒ニ存ル、其故ハ、是迄小頭を蔑ニ相掠メ我儘致来り候得共、組合出来候而ハ、右躰之我儘不相成、然処、同四月廿二日ニ安生老小頭兩人より出候廻り手紙式通、廿

四日ニ石戸村ヲ来ル、宍通者御役所様ノ二月中被仰付候手下取極之儀失念之由、宍通者、新組取極破談之趣ハ、当廿七日石戸村ニおいて新組合取極之相談御座候由被仰聞、此儀有増様子承候得共、不及其儀ニとなしタマワリ候、依廿七日之立合御止メ可被成由ニ奉存候、右ニ付、御談之為、態ノ手紙ニ而申上候、御得心之上、此手紙順能御廻シ可被下候、以上四月廿二日川越小頭重左衛門・勘右衛門ノ畔吉・桶川・加納・石戸・和名右五ヶ村小頭当テ名、右ニ付、畔吉・桶川添状之趣、先日石戸村ニ而御評儀ニ付掃村致、居村組下共方へ申聞居候処、折節御年番安生老村方ノ御手紙參候ニ付、其旨承知仕候間、廿七日立合之儀者私共兩人共ニ延引申候間、左様答可被下候早々、以上畔吉三郎右衛門・桶川彦左衛門より、加納・石戸・和名村右三ヶ村之小頭アテ名ニ而来ル、然処ニ加納・石戸兩村より申来ルハ、右御咄シ申置候取極之儀ニ付、川越・畔吉・桶川此三ヶ村之儀者不承知之由被申越候ニ付、私共三ヶ村ニ而取極可致候間、左様之御心得ニ而御調へ可被下候、委細之儀者、来ル廿七日御出之節申談候、以上、(後略)

まず安生老村(史料中、「川越」とも表現されている)の対応は傍線部④以下に表れている。すなわち安生老村小

史苑(第五二巻二号)

頭兩人は、他の「新組」五ヶ村にむけて、二七日に予定されている「新組取極之相談」などはする必要がない、とにかく当日の「立合」は中止するように、と働きかけたのである。これに対する各村の態度は二つに分れた。桶川村・畔吉村の対応は安生老村小頭の書状の添状として、傍線部④以下のように安生老村に同調するものであった。しかし加納・石戸兩村では、残った三ヶ村だけでも「取極」は作成すべきであるとし(傍線部④以下)、結局その言葉通り、四月二七日に和名・石戸・加納だけで印形することになったのである。

何故このように分裂してしまったのか。二つの理由が考えられよう。第一に、安生老村小頭が他の村々へ出した手紙の内容から、弾左衛門役所、もしくは他の支配筋のものから「新組合取極之相談」に関して「不及其儀」という意向が安生老村小頭に伝えられ、彼はそれに従ったということが考えられる。「取極」を作成することは、支配筋のもの意向に反することだったのである。そのため、印形拒否を他村に働きかけたのである。

第二の理由として、各村内の小頭を頂点とする村内の統括のあり方の相違と、「新組合」の性格に関わってくるように思われる。【史料 三】傍線部④の和名村小頭甚右衛門の言葉から判断してみると、「新組合」ができるまえま

長吏「新組合」の結成と解体（松本）

では、桶川・畔吉村の組下は、小頭をないがしろにして我儘が可能であったのに、組合ができるとそれが不可能になるというのである。「新組合」は小頭同士の互助的機能を背景とした、小頭の村内統制力を強化させる機能をもつものであったといえよう。それだからこそ畔吉村・桶川村の組下たちは、この「新組合」の印形拒否という形で抵抗していったのだろう。実際「新組取極」の印形以降、形としては六ヶ村組合を残しつつも、実質的に活動しているのは、和名・石戸・加納の三ヶ村のみとなっていた¹⁾。

三 「新組合」の性格

前項でみたように、作成の過程に問題を持ちつつも、寛政九年四月二七日に成立した「取極」には、「新組合」を運営していくにあたっての細かい取極がなされている。本項では、このなかから、「新組合」の性格を読み取ってきたい。

【史料 四】「取極」

(第一条)

一、鬮引組当番之儀ハ、辰年石戸村・巳年生老村・午年和名村・未年加納村・申年桶川村、右之通り順番ニして、丑年畔吉村、前出之通りニ而相動可申候事

(第二条)

一、御役銭・御証文代・御進物懸り・御牢屋修復銭・都而御上納物之類者、二月十日を定日として、小頭并手下共ニ組当番方へ、早朝々罷越相納可申候、江戸入用钱ハ、当番村ニ而ハ古来仕来り之外老軒ニ付五文ツ、外村者老軒五文ツ、手下は老軒ニ付六拾四文宛出銭可致候、手下之儀ハ御条目之外、取極之一札、組当番方江取置可申候事

(第三条)

一、役銭取立之会合其外不依何儀ニ、組寄合等一夜泊りハ、雑用钱百文ツ、差出シ可申候、但シ滞候儀出来致、組合相頼候会合之入用ハ、其村懸り筋に依而、当人遣可致候、右之趣ニ付、組当番江罷出候節、評儀之間、小頭・組下惣代組当番之方ニ而致止宿候雑用钱前書之通り、外人大勢ニ而組下江相頼候止宿代銭ハ、百三十式文ツ、差出シ可申候事

「取極」全二六ヶ条のうち、第一条、第三条では、「新組合」の運営方法について細かく定められている。まず第一条では、毎年の当番順が決められている（前項【表 二】参照）。ここでは、前章でみたように、「取極」への印形を拒否した安生老・桶川・畔吉の名も見え、形のうえで六ヶ村「新組合」を保っているが、この後実際「新組合」として活動していくのは他の三ヶ村のみである。

第二条は、小頭による弾左衛門役所への年頭札における「御上納物」を、「新組合」では二月一〇日という特定の日に取集める旨を定め、その際の入用銭が取り決められている。「新組」の当番にあたらなければ、長吏・手下各戸にかかる出銭の額は今まで通りであるが、一度「当番村」になると「古来仕来り之外」に出銭しなくてはならないことがわかる。この二ヶ条は共に、「新組合」が出来てからはじめて行なわれた、寛政八（一七九六）年八月一日の会合で取り決められた内容とほぼ一致するものである（前項【史料 二】に相当）。

第三条は、その会合での止宿にたいする雑用銭の額を定めている。「組寄合」などで一泊するときは、一〇〇文ずつ差し出すこと、ただし「滞候儀出来」して、組合が招集した会合に関しては、村々の当該事件への関わりによって、その当人に¹⁸出銭させるべきことが定められる。しかしこれらのことが対象となっている人物、すなわち会合に参加し、評議する人物は、あくまで小頭と「組惣代」である。何らかの理由でその他組下たちが大勢止宿しなくてはならなくなったときは、一三二文ずつ差し出さなくてはいけない。つまり、通常の寄合の構成メンバーは、小頭と「組惣代」である。「新組」内で何か「滞候儀」がおこったときは、「新組合」の方から構成村々へ招集をかけ、その他大勢の

組下たちとともに問題解決へ尽力していくことが推測できる。ただし、通常寄合のメンバーと他の組下とは、止宿銭で区別される。

【史料 五】（「取極」）

（第二五条）

一、末世三相成、毎年二月御年始御証文之儀者、譬先規通りニ被仰付候間、組当番ハ相止候逆茂、一ト度以仰付を組合之縁を結候上者、組合取極仕法ハ其節奉御披見ニ入内、組合と願上相定候而、子孫永々違乱無之相守り可申候事

（第二六条）

一、不依何義ニ組合触廻シ之儀ハ、組当番ニ不限、外より触出シ候とも、相互ニ滞無之取次可申候事

第二五条は、弾左衛門役所が「先規通りニ被仰付候間、組当番ハ相止」めさせようとする可能性を、小頭側が意識し、「取極」に加えた文言であるといえよう。つまり一旦組合の縁を結んだのだからたとえ役所が「五ヶ村組合」停止を伝えてきても、「組合取極仕法」を役所に提出し、それを盾に組合の存続を願い上げ、末永く組合として維持していこうとしているのである。

ここから「取極」は、弾左衛門役所の意志とは全く別のところで作成されていることがわかる。つまり「五ヶ村組

合」の仰付は確かに弾左衛門役所からのものであり、それにのっとって「新組合」は結成されたのであるが、この「取極」は「新組合」村々、就中、小頭たちが自主的に作成したものであると考えられる。

また第二六条では、組合内で触廻すことは、たとえ「新組合」構成村以外のところから発せられたことであっても、その年の当番であるなしにこだわらず、迅速に取り次ぐことが定められている。このことは、「新組合」構成村が、特定の村を頂点とする上下関係にあるのではなくて、完全な横の関係として存在することを表しているといえよう。

最後に、本章で明らかになった「新組合」の性格については簡単にまとめておきたい。この組合は、誕生のきっかけは別として、その運営や活動に関しては弾左衛門役所に強制されたものではなく、長吏の独自性をもった組織として存在している。そして構成村々の間は、上下関係でつながっているのではなく、横の関係を保っていた。但し、この「新組合」を運営していくメンバーは、通常各長吏村の小頭と組惣代であるために、「新組合」は、彼らの利益を強く反映した組織であったことが推測できる。

以上の性格をふまえ、次章では、当該期の長吏をとりまく環境に、「新組合」はどのように働きかけてその役割を果たしているのかみていきたい。

第二章 「新組合」長吏と他者

本章では、当時の長吏がかかえる諸問題をみていくにあたって、「新組合」を構成する長吏たちと他者との関係に視点を据えて検討していきたい。

一 長吏相互の関係

最初に「新組合」結成期間中に起こった長吏村同士の紛争の解決の過程をみていく。寛政九年四月以降のある日、下和名の組下（長吏）が松山場中に勸進に出ているところを松山村の組下に見とがめられるという事件が起こった。とがめられた本人は、和名においては鳥追は禁止されていない旨を言い張った。ところが、松山村では「去年当村組合ハ鳥追相止候ニ付、此方場中へ鳥追不來候様ニ致可具」と小頭を通じて抗議してきたので、和名村の組下惣代たちは、組下に松山場中へ鳥追にいかないよう申し触れておいた。しかし小頭甚右衛門は何故このようなことになったのか穿鑿すべく、二月一〇日の「新組」の会合に申し出、石戸村・加納村の小頭によって和名村の惣代三人にたいして取調べがあった。しかし取調べられても、鳥追に出た組下は特定できないため、「村一同右御兩人（石戸村・加納村

小頭)ヲ相頼、松山村江当人御糺之所、御詫申候得者、御聞濟之上、以御憐愍ヲ、是迄之儀ハ無差別ニ被成下)た、¹⁹⁾ といふものである。

これによると、第一に「取極」をただの空文としないため、またその有効性を組下に示すかのように、小頭たちは法をおかした組下たちの穿鑿を遂げていることがわかる。その穿鑿の場は二月一〇日の「組合会合」で持たれ、「新組合」内部にはこの場をもって、小頭が組下にたいして取締り強化を図っていることがわかる。第二に「新組合」外の松山村に対しては、他村の小頭が託人になつて出入の調停にあたつてゐる。これは「新組合」の「組合協力機能」ともいへべきものを前提としてゐる行為であるといえよう。尚、松山村でも、寛政九年時点で組下による鳥追が禁止されてゐる。長吏による鳥追はもともと弾左衛門役所によつて禁じられてゐることはあるが、一つの可能性として、松山村を含めた「五ヶ村組合」でも「取極」に類似するものが存在し、松山村もその「取極」にのつとつて、和名村にたいして抗議してゐるのではないか。弾左衛門役所が最初に二八ヶ村を集めたとき、松山村も呼び出されてゐるのだから、全く考えられないことではあるまい。想像の域ではないが、指摘しておきたい。

二 百姓との関係

寛政九(一七九七)年正月、畔吉村において長吏と百姓との争いが起こつた。

【史料 一】(21)

一、(前略)然処、巳年正月廿三日夜、畔吉村より寄合使兩人来ル、組下八五郎と言もの了家村之小酒屋ニ而、酒狂之上、地方百姓を相手取口論致、打擲ニ被致手疵を負られ候処、同人一家之もの共兩人欠込ニ出候処、地方名主之伯父六兵衛と言人外人老人立入、内濟爲致度由ニ而、小頭三郎右衛門浅草迄追掛ニ遣引帰シ候処、右之扱人相はなれ、剩小頭を始め一同誤り之証文村役人江可取由申之候迎、御組合中御頼候ニ付、只今御同道ニ而御出可被下由申来ル、依之組合立合候処、其夜右之扱人引替り兩人来り候得共、畔吉之者共懸合押付られ候処、加納村徳左衛門・同惣代清藏兩人懸合ニ而、然ハ明朝迄と申候処、明朝ハ早々江戸江出立可仕候間、今夜中ニ御挨拶承度由申之、又々明七ツ時分扱人兩人来り、相手方も極貧之者ニ候へ者、疵を負候ニ者相違無之候間、かうやく代之儀者封し金ニ而多少ヲ不申、相濟シ可具由申之、濟口証文之儀者、酒狂之上八五郎ニ疵負シ候文言ニ而、双方扱人方へ可取置由ニ而内濟致候、是等之義ハ組合之以徳を首尾能相濟也、(後略)

本件は、畔吉村組下八五郎が、了家村(畔吉村の場中だ

らうか）の小酒屋で百姓と口論になり、百姓側から打擲のうえ手傷を負わされたものである。そこで八五郎の一家の者たちが浅草役所へ駆込訴をするために出掛けたが、畔吉村の地方名主（百姓）の伯父等が、この一件を扱い内済とさせたいと申し出てきたので、急遽出訴した組下を連れ戻してきた。ところが内済扱人となるといつていたはずの百姓はそれを放棄し、そればかりでなく、けがを負わされたのは長吏であるにもかかわらず、百姓側からは「小頭を始め一同一誤りの証文」を書くように言ってきた。そのため畔吉村の使のものが「新組合」小頭のもとへやって来て、扱人を引き受けてくれるように要請してきた。そこで加納村小頭徳左衛門らは懸合に出でいった。そのおかげで、「かろうやく代」や百姓が組下に傷を負わせたことを明記する済口証文を取ることも成功した。

本史料の後略部分では、この年正月に畔吉村で寄合が行なわれていることが確認できる。毎年二月一〇日に定例の寄合があることは前に確認したが、これは臨時の寄合といったところか。【史料 一】からはこの寄合を開くにあたって、「寄合使」なるものがその寄合を必要とする村から派遣され、小頭や惣代を集めるという形を取ることがわかる。実際この時畔吉を除く五ヶ村中何ヶ村が寄合に参加したかは定かではないが、扱人を派遣するに十分足り、加納村小

頭が派遣されたのである。

またこの一件は、「新組合」の百姓に及ぼす影響力が鮮やかに表れる事例であろう。すなわち、畔吉村一ヶ村で対処しようとしたとき、長吏が加えられた行為とは逆に「誤りの証文」までも要求されていたにもかかわらず、「新組合」加納村の小頭等が扱いに入った途端に百姓は態度を改める方向に動いている。「新組合」の効果は、傍線部の「是等之儀ハ組合之以徳を首尾能相済也」という言葉に端的に表れている。

また「取極」では百姓や手下との出入に関して、次のように定められている。

【史料 二】（「取極」）

（第八条）

一、百姓中又手下職之者と喧嘩・口論致候而、出入ニ相成候儀者、当人遣品ニ依而、其村懸リニ可仕候、然共仲間一チ同之差障リ可相成之儀者、組合之出銭ニ可仕候、都而何事ニ而も小頭・組下惣代引請候儀者、小前之方々違乱申間敷候、（後略）

百姓や手下の者と喧嘩口論が起った場合の入用銭に関しては、「其村懸り」とすることを定めている。しかし「仲間一同之差障り」となるものに関しては、「組合」の出銭としているのである。この部分に関していえば、「新

組合」は「仲間」⁽²³⁾、すなわち村をこえた長吏の組織として、百姓等と対峙していくための長吏村間の相互扶助ともいえる機能を有していることがわかる。このことは、【史料一】の一件で果たした「新組合」の役割からも明らかである。

また傍線(2)をみると、何事も小頭・組下惣代が引き受けたことは、「小前之方々違乱申間敷候」となっている。これより各長吏村や「新組合」内部では、小頭・組下惣代層と小前層とに階層分化しており、小頭・組下惣代層が、小前層を統括していくことをより明確にしようとしていることがわかる。したがって「新組合」には、長吏村内部の階層間の矛盾の抑えつつ、長吏身分全体として、百姓身分に対峙していきけるだけの機能があったといえる。

さらに「取極」では、百姓との関係は次のように定められている。

【史料三】（「取極」）

（第一六条）

一、小売酒屋等ニ而酒狂之上、百姓を相手取喧嘩口論不仕候様ニ相慎可申候、都而茶屋酒屋ニ永居不仕候儀、勘要ニ候、惣而場中之儀ニ而も、正敷証拠無之難申募り儀を、百姓を相手取申論、無用ニ候、外ニ申紛シ其場を退可申候事

ここでは、小売酒屋等で酒に酔ったうえで百姓を相手取って喧嘩口論することがないよう取り決められている。幕府が長吏や非人に対する統制を強化した一つの画期とされる「安永七年令」⁽²⁴⁾では、長吏・非人が「小売酒屋」へ立入ること自体が禁止されている。しかし畔吉村における百姓を相手取った争いも、このような「小酒屋」における口論が発端であったように、「小酒屋」への立入りは、日常的に行なわれていることがわかる。この【史料三】でも同様である。安永七年令の後、続いて生起した、百姓による差別的事件があった反面、統制令が出た後でも、長吏と百姓が出会い、時には交わる場が残されていたのである。小頭はこういった状況にたいして、茶屋や酒屋へ永居をしないように、と取り決めていた。すなわち小頭が禁じているのは、休息の場である茶屋や酒屋へ組下が入り出す事自体ではないのである。さらに傍線部のように「場中」のことについて、「正敷証拠」がない場合には百姓を相手取って「申論」ずるのではないと取り決めていた。つまり小頭は、長吏自らの正当性を主張しつつも、百姓とのいらぬ争いは、極力避けようとしているのである。

これらのことは、【史料二】で、百姓との出入の際「仲間」一同の差障りになるときは「新組合」の出銭、と取り決めていることと考え合わせると、小頭たちは、長吏

の百姓に対する尊敬を保ちつつ、百姓に対する態度に関してはぎりぎりの自己規制を加えているといえよう。

さらに勸進芝居の場面では、百姓に対する態度はより直接的に表現されている。

【史料 四】（「取極」）

（第一八条）

一、勸進芝居等江見物ニ出候節、敷物等ニ付過言ケ間敷義ハ無之様ニ可仕候、猶又村役人中江無礼不仕候様ニ、相慎ミ可申候、然共勸進芝居等ニ而あまり卑下致候も是又よろしからず候、場主世話人方へ得と訓合、万事

熟談ニ仕、仲間之悪例ニ不相成候様ニ可致候事

小頭たちが百姓身分のものにたいして留意しているのは、傍線部である。①村役人中には無礼を働かないように慎む②けれども勸進芝居なのだから「あまり卑下致候も是又」よくないというのである。①②によるとこの勸進芝居においては、長吏が百姓に無条件で従わなくてはならないというのを、完全に否定しているのである。また①で「百姓中江無礼」といわずに「村役人中江無礼」といっているところからも、「無礼」という考えは百姓にたいしてあるのではなく、百姓のなかでも村役人層に対するものとしてあるようにも思われる。②に至っては、あまり卑下するのは良くないと言いつつ切っているのである。

小頭が百姓にたいしてこのように対応しようとしていることは、直接的には弾左衛門役所による法には抵触してはいない。しかしここでは、他身分である百姓と常に接しながら生活している在方長吏が共通して持ち、支配の側には到底理解できない問題や、長吏と百姓の関係の複雑性が窺い知れよう。

三 非人との関係

【史料 五】（「取極」）

（第九条）

一、場中之儀者、其処之先規仕来り之外、新法之儀仕間敷候、村々江出ツ入之場主、正月旦那廻り申、年玉を遣先より返礼を請候処も有之、又ハ福吉申候而、馬を引廻候而、且家より年玉を祝儀候所も有之、又ハ且家之婚礼移徒、或ハ悔ミ見舞等も先規之通りニ可仕候、是等之儀者不參致候と且家ニ而立腹致候義ニ而、畢竟且家・場主之縁之処ニ候得者、以之百姓中より万事場主を相頼候儀ニ付、先格之通りニ相勤、物貰ニ似寄候ねだりケ間敷儀、決而仕間敷候、（後略）

これによると長吏は、①正月の「旦那廻り」、②「福吉」（正月に馬を引いて廻って且家から年玉を貰う）、③「婚礼・移徒」「悔ミ・見舞い」に廻っていることがわかる。そし

て、「物貰ニ似寄候ねだりケ間敷儀」をしないと取極めて
いるが、それは「物貰」視されている非人の鳥追と関わっ
てくる。

鳥追について「取極」第一〇条では次のように述べられ
ている。

【史料 六】（「取極」）

（第二〇条）

一、所々ニ正月松中、往古より仕来り之由ニ而、子供鳥
追と申候而、百姓中江相廻り候所も有之由、勸進場手
下共江頼置候へ者、非人職分之儀ニ候間、当組合之儀
者是迄之通り自今以後迎も決而差出申間敷候事

長吏の鳥追勸進は、弾左衛門役所の法体系のなかでは禁
止されていたところが、それを守らないので、「新組合」
でも今まで通りの禁制として遵守していこうとするもので
ある。この簡条は、次のような契機で「取極」に加えられ
た。すなわち、「此時之風聞ニ、下方之非人共板橋之小屋
江寄合致シ、仲間鳥追之事を出訴可致相談有之候と申事故、
当組合ニ而は此度之取極ニ而加へ、可相止ト申合」^{（五）} せたの
のである。「此時」とあるのは、前にみた畔吉村の組下と
百姓の出入りの際行なわれた「新組」の臨時の寄合である。
まず第九条からは、長吏の「旦那廻り」と非人の「勸進」
は併存していることが確認できる。特に正月中は、長吏の

「旦那廻り」「福吉」と、非人の「鳥追」が同じ様に行な
われていることがわかる。本来「旦那廻り」と「勸進」は
併存しつつも、全く別個の活動様式として存在していたの
である。ところが、当時長吏たちが、自分たちの職分であ
る正月の旦那廻りのほかに、「非人職分」である鳥追まで
行なっていることが明らかであり、当該期には長吏の旦那
廻りが非人の勸進権を侵食しつつあることがわかる。特に、
このことが、各地の抱非人たちの団結によって表面化し、
問題視されるようになっていたことに注目したい。長吏の
非人職分への侵食は、一村に限らず、弾左衛門支配下の少
なくとも武蔵国に広範に見られる状況で、それだからこそ
「新組合」小頭の共通した問題意識の表われとして「取極」
に加えられたのであろう。

【史料 七】（「取極」）

（第一条）

一、手下共之儀者、小頭場主一同情を掛手下一流之仕法
并其処之古法仕来り之義ハ急度申付、非道新法之儀者
申付間敷候、手下共より無筋之酒代音物等、決而受納
仕間敷候事

附り平日者不及申、作祭り・遊日之節も用事無之ニ、
非人小屋江入込遊申間敷、抱非人共窮屈ニ存候も、
其小屋ニ長勤不仕候得者、幾々ハ其小屋主之難儀ニ

長吏「新組合」の結成と解体（松本）

可相成候間、随分心を付ケ、相嗜可申候、猶又少シ
ニ而も勝負遊等見当候ハハ、早々小頭方江可申出候、
隠置後日ニ組合江於露見有之者、見のがし致候者迄、
当人同断之難儀ニ可相成候

（第二二条）

一、手下共江無故事ニ金錢貸シ申間敷候、夏秋之穀代金
前貸シ、或ハ百姓方ニ而右躰之口入等決而仕間敷候、
若シ無抛由を申立頼来り候ハハ、其処之小頭江相届候
而、差図を請、外人も立入世話可致候、以一存を取計
へ、後日ニ滞候逆茂、決而他人江申立間敷候事

（第二三条）

一、手下人足之儀者、古例之通り遣候とも、無人之節ハ
以情ヲ見合ニ可仕候、婚礼等之砌り、物持人足ニ召連
候等之儀ハ、雇人之筋ニ而人足之部ニ無之候、且又家
普請之儀も相互之手伝ヘニ候得者、是又人足部に無之
候事

和名場における非人小屋の設置は、宝永三（一七〇六）
年にさかのぼる。そしてこの時、長吏がそもそも且家から
得ていた「夏麦三升、秋粃三升」のうち、一升ずつ抱非人
に譲られたことは、史料より確認できる。それ以後、第一
一条からもわかるように、長吏は非人に「手下（≡非人）
一流の仕法」や「処之古法・仕来り」を申し付け、場役を

勤めさせていたのである。ところが当該期は、手下からい
われのない酒代や音物を受け取ったり、非人小屋に入りこ
んで勝負事などをして遊ぶことが場主（長吏）たちの間で
横行しているようである。

第一二条では場主（長吏）が手下に対する①金錢の貸し
付け ②「夏秋之穀代金前貸シ」 ③金錢貸付けのために、
百姓ハ口入れすること、を禁止している。しかしここで問
題にされているのは、以上の事項を絶対禁止し、取締るこ
とではなく、手下から場主に頼んできた場合、小頭の差図
を受けず、場主の一存で取計らうな、ということである。

つまりここでは、小頭を介さない金錢の貸借等を通して、
長吏と非人、そして長吏を介して百姓までもが私的に結び
付くことが、この「取極」の作成主体≡小頭に憂慮されて
いるのではなからうか。

第一三条からは、場主が手下を人足として使役すること
は古来よりの仕来りであるということがわかる。しかし①
「婚礼等」の物持ち人足 ②家の普請の時に非人が働くの
は「人足」とは違い「雇い人」であることを指摘している。
つまりこの時期、小頭たちは、場主が手下を「人足」と称
して、広く私的に使役している状況に接し、それが恣意に
流れることを抑制し、「人足」と「雇い人」との峻別を行
なっていることがわかる。

【史料 八】（「取極」）

（第一五条）

一、手下共古例致来りを不相用、場主之下知を相背難差
置様ニ相成候ハハ、組合立合候而評儀之上ニ而出訴可
仕候事

小頭たちは、第一一条〜一三条までで、古来よりの仕来りと、当時の情況や肅正すべき方向を明確にしたうえで、この第一五条では、その仕来りを守らず、場主の下知をも用いない手下たちの処遇を「組合立合」の上での評議にゆだね、場合によっては出訴するべき旨が定められているのである。

長吏と非人の職分は、同じ旦那場内で同質の行為（「旦那廻り」と「勸進」）として存在しつつも、双方侵してはならない別個のものとしてあった。ところが当該期、長吏は経済的理由からか、非人の職分を侵食していくのである。同時に、長吏は小頭を通さず非人を私的に使役したり、金銭の賃借を通じて私的に結び付きつつあるのである。以上の情況をふまえて、小頭は、「新組合」によって長吏・非人を自己の下に統括しなおし、従来通りの秩序を取り戻そうとしたのである。当該期、このような措置をとらなければならなかったのは、第一に、非人が寄合を開くなどして、独自の集団を形作りつつあったことが上げられよう。さら

に一八世紀後半になると、旦那場内の百姓村落が、非人に長吏の支配から切り離し、自由に使役しようとする動きが見られる。つまりこの時期、小頭が長吏と非人の関係のあるべき方向を確認し、規制を加えておかなければ、非人は次々と百姓の村抱えになってしまふ危険性があったためである。また「抱非人」であつても、常に「渡非人」になりうる可能性が存在するわけであるから、むしろ「新組合」で、抱非人の扱いについて再確認し、統一することによって、渡非人を抱非人にする場合や、抱非人が渡非人になつてしまつた場合でも、少なくともその地域では、意思統一された態度で臨むことができ、長吏による非人支配は貫徹するはずである。「取極」二六ヶ条中、この手下非人に関する簡条が七ヶ条と比較的多いのは、非人に関することは、小頭たちが「取極」の中でも、かなり切実な期待をよせていたからではないだろうか。

おわりに — 「新組合」の解体 —

「新組合」は、弾左衛門役所の「臨時入用钱」を賄うための「職場割付銀」徴収により増加するであろう、長吏村の負担を軽減させる目的で、弾左衛門役所からの申し渡しにより誕生した。しかし「新組合」が運営されていく過程

長吏「新組合」の結成と解体（松本）

で、弾左衛門役所の意志とは全く別のところで、「新組合取極証文」が作成されることとなった。この時印形を拒否した三ヶ村のうち、桶川と畔吉の二ヶ村は、「新組合」が出来ることによって、小頭の力が大きくなることを嫌っていることから、「新組合」には小頭同士の互助的機能があることが明らかとなった。さらに「新組合」の意義としては、他身分と共存しようとするのになりに有効なものであり、また身分（賤民）内秩序の維持の機能、すなわち長吏同士の紛争解決、長吏―非人関係の綱紀肅正の機能を有した組織であった。

しかし、この「新組合」を含めた「五ヶ村組合」が解体するのは、寛政一〇（一七九八）年四月一八日、「五ヶ村組合」が申し渡されてから二年足らずのことだった。

【史料 九】（29）

午四月一八日廻状左之通り

在々小頭・小屋頭とも、五ヶ村宛一組二而壱人つゝ毎
年罷出候様、去々辰年中一同申渡置候所、当春迄ハ右
申渡シ之通り罷出候得共、五ヶ村組合ニ相成候而ハ、
都而諸相談等有之候節、一決不致、都而迷惑いたし候
由ニ而、五ヶ村組合之儀ハ用捨致具候由相頼候村々数
多有之候ニ付、願之通り申付候間、来ル末年々仕来之
通り一組限りニ而小屋頭共召連、無不參可罷出事

寛政十年四月十八日

石戸村々来ル
使 忠八

箕田村江遣ス

「五ヶ村組合」の内部で何か相談事があっても、合議が成立せず、弾左衛門役所へ「用捨致具」るようたのんで来る村々が数多くあった、ということが、「五ヶ村組合」解体の理由として述べられている。

「新組合」の結成時においても、「取極」印形の際に六ヶ村が分裂してしまつたうえに、実際にできた組合でもなかなか合議が成立せず、長吏村内部の問題についての長吏村間の統一は困難であった。これは、当該期の長吏、とくに小頭が、広範囲の地域において、共通した様々な問題をかかえていた反面、長吏村相互間については、各長吏村が持つ個別の事情のほうが優先していたからではないか。またこういった情況が、「新組合」に限らず、他の「五ヶ村組合」においてもみられることは、【史料 九】からも明らかであった。

また弾左衛門役所にしてみれば「五ヶ村組合」は、基本的に役所のかかえた臨時入用に対応するための、在方の経費節減をねらつたものであったために、二年足らずでも比較的簡単にその解体を認めているのだろう。

しかし「五ヶ村組合」が解体したとしても、第二章でみ

たような地域的な諸問題までも消滅したわけではない。むしろ幕末に至るまで問題は大きくなるように思える。つまり「新組合」的な性格をもった組織はますます有用性を増してくるように思われるのである。弾左衛門役所からの「五ヶ村組合」解体の通達をもって、「取極」まで作成して連帯行動をとっていた「新組合」が、何故あっさりと解体してしまっただのか。さらに、当該期以降長吏たちは、組織をもつか否かは別として、地域的な結び付きをどう作っていたのか。今後の課題としたい。

註

- (1) 『庶民生活史料集成』 第四巻 部落(三一書房 一九七一年)
- (2) ここでいう「地域」は、単なる地理的な広がりを意味するのではなく、長吏が自村や、旦那場を越えて日常生活する範囲、つまり、生活圏を意味する。
- (3) この和名村・下和名村の概要を簡単に記しておく。武州横見郡和名村は、横見郡中央よりやや西寄りに位置する、東西九町・南北一五町の村落である(『新編武蔵風土記稿』)。長吏居住村落である下和名は、百姓居住村落であるこの和名村の南端に位置し、両集落は水田によって隔てられている。下和名は単独で和名村を名乗ることもあり、また弾左衛門にたいしては下和名一村のことを「組合」と称したりもしていたので、特に本文で扱う「新組合」と混同しないように注意し

史苑(第五二巻二号)

たい。なお本稿で使用する史料は、下和名村で代々小頭を勤めた鈴木家に残された文書群を刊行した『鈴木家文書』(埼玉県同和教育研究協議会編(全五巻 一九七七・七九年)による)。

- (4) 『鈴木家文書』七二二
- (5) 和名村の北東、図中○印の部分には、箕田村という、長吏が二四軒ほど住んでいるところがある(『新編武蔵風土記稿』)。
- (6) ちょうどこの時期、「寛政八辰年」錢安に付銀匁上納(『鈴木家文書』四四二)と、弾左衛門役所から仰せ付けられたため、「絆綱銭」は銀による上納に変わる。また、その名称も、寛政八年から「年貢銀」となり、享和二年からは「職場年貢銀」に変わる。
- (7) これは寛政四(一七九二)年に、「家別錢七拾式文増」と同時に行なわれたものである。このときかなり広い地域から小頭が集まって「訴訟会合」なるものを行なっている。
【参考史料 一】(『鈴木家文書』五六三)
一、家別錢七拾式文増・絆綱銭五割増被仰付候ニ付、訴訟之会合青梅村半蔵方ニ明五日ニ集り候由、松山源左衛門方々八兵衛抱之者ヲ以触来り候ニ付、尤箕田迄可参旨申ニ付返事遣ス 小四郎代 源六
閏二月四日
- (8) これが功を奏したのか、同年七月二三日の廻状で、「家別増錢」の方は、用捨されている。しかし絆綱銭の方は【表一】のように、寛政七・八年は増徴されている。
時代は下がるが、弘化二(一八四五)年には、弾左衛門役所の新旧の借財が、合計で四九六七兩二分二朱にも膨れあが

長吏「新組合」の結成と解体（松本）

り、巨額の臨時出銭を賄い切れないのはもちろん、経常費すら不足がちであったことがあきらかになっている。（幸田成友「弾左衛門の生計」『日本経済史研究』一九二八年 六一三—四頁）

(9) 『鈴木家文書』四八八

(10) 弾左衛門役所への上納金の変動と、役所側でのその取扱いに関しては、大熊哲雄氏が『「弾左衛門支配」に関する研究ノート』(『部落問題研究』一〇三・一〇四・一〇六号 一九九〇年)で詳細な分析をされている。

(11) 八月七日の手代からの申し渡しをはじめ、弾左衛門側がいう「組合」の構成村数は「五ヶ村」あるいは「五ヶ組」で統一されている。しかし「新組合」は六ヶ村で構成されており、弾左衛門役所側のいう「五ヶ村」は、厳密な数の規定ではなく使用されているといえよう。

(12) 『鈴木家文書』七二二

(13) 『鈴木家文書』六二五

(14) 『鈴木家文書』七二四

(15) (16) 『鈴木家文書』七二三

(17) 寛政二〇(一七九八)年二月付で次のような文書が残されている。

【参考史料二】『鈴木家文書』三三二

「御組合村々

和名村

御同役衆中様

甚右衛門

尚々左之通りニ御座候以上

新曆之御慶千里も同風ニ目出度申納候、御組合衆中様方御一同御堅勝ニ御重年被成候由と、大祝ニ奉存候、隨而私共無異

ニ加年仕候、然ハ先達而相定申置候合会之儀、御失念無之義ニ者候得共、来ル十日ニ者早朝より拙宅江御越シ可被下候、奉待入候、次ニ去年中ハ私方惣代印ニ而御上納帳面差上候様ニ寛候得共、当年々村々之ノ印銘々仕候而可然くと奉存候間、御印判御失念無之御持參可被下候、右儀宜之処触廻シへ者不及候様ニ可被思召候得共、為念奉存候ニ付、乍御世話御取次之処、奉頼上候、以上

午ノ

二月朔日

和名村

甚右衛門 ㊦

石戸村 郷左衛門様

加納村 徳左衛門様

桶川宿 彦左衛門様

畔吉村 三郎右衛門様

安生老村 重左衛門様

以上のように、「取極」の印形は三ヶ村のみであったにもかかわらず、午年(寛政一〇年)の当番である和名村小頭甚右衛門からは、他五ヶ村宛に廻状を発している。つまり、印形を拒否した三ヶ村は、「新組合」としての独自の活動は拒否したけれども、「五ヶ村組合」として弾左衛門役所から申し渡された活動内容、すなわち、小頭が年番で年頭礼に赴くという活動は継続して行なわれた可能性が残される。

(18) 長吏居住村落のことを「組」と表現する場合があることは註(3)でも触れたが、この「組惣代」も、各村内の組下惣代的な役割を果たす長吏のことを指す。

(19) 『鈴木家文書』六二六

(20) 長吏による鳥追の禁止は、和名の事例のなかでは、宝曆一

〇(一七六〇)年の「仕申組証文之事」、いわゆる年証文のものが一番古い(『鈴木家文書』六三)。

(21) 『鈴木家文書』七二三

(22) 「駆込訴」は、組下が小頭を訴えるときなど、越訴にあたる訴訟を指す。この畔吉村もこの一件にさいしては小頭に訴えて何とかするのが筋である。しかし本文第一章 二で述べたように、畔吉村は小頭の統制力がおそろくあまり強いところではなかったため、小頭に訴えがいかず、直接弾左衛門役所に訴える「駆込訴」のかたちをとったものと思われる。

(23) 「仲間」として『鈴木家文書』のなかに現れる表現は、殆どの場合長吏を指している。就中、「取極」のなかでは作成主体が長吏であるため、「百姓」や「手下」等と並んで、自らの長吏集団を指す表現となっている。とはいえ「仲間」「身分」等の、集団を表す言葉は、個々にどういふ状況で誰(何)を指して用いているのか、十分考慮される必要がある。

(24) 峯岸賢太郎氏は、この法例を「差別的統制令」と位置付け

られ、この布達の後、実際に露骨な差別に出る在方百姓村の事例を紹介されている。また、こういった動向がある反面、百姓と長吏の間に交流がうまれていることも同時に指摘されている。(「関東」『部落の歴史 東日本編』部落問題研究所 一九八三年)

(25) 『鈴木家文書』七二三

(26) 『鈴木家文書』五五七

(27) 峯岸賢太郎「関東」(前掲)

(28) 椋山聖子「近世『非人』についての一考察」(『民衆運動と差別・女性』雄山閣 一九八五年)

(29) 『鈴木家文書』一一

本稿は、一九九〇年史学会大会での報告をまとめたものである(報告当時久門姓)。成稿にあたっては、立教大学近世史研究会及び峯岸賢太郎氏をはじめ東日本部落問題集会上御出席の方々にご多くの御教示を頂いた。末筆ながら記して感謝の意を表します。

(跡見学園高校非常勤講師)